

太陽光発電設備の設置に係る農地転用の方針

周南市農業委員会

太陽光発電設備の設置に係る周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の農地転用の許可について、法令並びに国及び山口県の通知（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、次のとおりその方針を示すものとする。

目次

第1 永久転用（非営農型）

- 1 対象農地
- 2 設置方法
- 3 転用面積
- 4 設置機器
- 5 許可期間
- 6 許可条項
- 7 許可判断
- 8 添付書類

第2 一時転用（簡易な設備による営農型）

- 1 対象農地
- 2 設置方法
- 3 転用面積
- 4 設置機器
- 5 許可期間
- 6 許可条項
- 7 許可判断
- 8 一時転用許可に付ける条件
- 9 添付書類
- 10 国への相談
- 11 一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

- 12 転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等
- 13 営農の適切な継続が確保されていないと認める判断基準
- 14 一時転用許可の期間満了後における再許可
- 15 その他

附則

第1 永久転用（非営農型）

1 対象農地 第2種農地又は第3種農地

※ 第2種農地の農振農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の同法第3条第1号に規定する農用地をいう。以下同じ。）であっても、農振農用地から除外された後は、第2種農地として太陽光発電設備を設置する転用は可能

2 設置方法 非営農型の永久転用として設置

3 転用面積 事業に必要な面積

4 設置機器 太陽光パネル、パワーコンディショナー等

5 許可期間 永久

6 許可条項 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項

7 許可判断

- (1) 農地区分が第2種又は第3種であること。
- (2) 周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

※ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第3項に定める「地図に表示する農業を担う者ごとに利用する農用地等」の農地は許可できない農地となる可能性がある。

- (3) 周辺の土地で、代わる土地が無いこと。

- (4) その他委員会が必要と認めること。

8 添付書類 法令等に定める書類（委員会が必要と認めた書類を含む。）

第2 一時転用（簡易な設備による営農型）

1 対象農地 全ての農地

2 設置方法 支柱、独立基礎等

※1 支柱 簡易な構造で容易に撤去可能な単管パイプ等の構造

※2 基礎 地中にコンクリート又は杭等の基礎を有しないこと。

3 転用面積 支柱や発電設備等の事業に必要な最小限の面積

4 設置機器 太陽光パネル、パワーコンディショナー等

5 許可期間 「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知。以下「ガイドライン通知」という。）別表(1)から(3)のいずれかの場合は10年以内とすることができる。

別表(1)から(3)以外の場合は3年以内

ガイドライン通知別表(1)から(3)までの概要は次のとおり。

(1) 認定農業者等の担い手が太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）で営農を行う場合

(2) 農地法第32条第1項第1号に規定する遊休農地（以下「遊休農地」という。）を再生利用する場合（同一の事業につき遊休農地と遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の面積が過半を占めており、遊休農地と遊休農地以外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場合を含む。）

(3) 第2種又は第3種農地

6 許可条項 農地法第4条第1項又は第5条第1項

※1 支柱に係る一時転用許可については、下部の農地で営農を行う者（以下「営農者」という。）が支柱を立てるときは、農地法第4条第1項、太陽光発電設備を設置する者（以下「設置者」という。）が支柱を立てるときは、農地法第5条第1項の規定による。

※2 設置者と営農者が異なる場合は、※1の支柱に係る一時転用許可とあわせて、下部の農地に民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要である。この

場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする（営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて（令和6年3月28日付け5経営第3125号農林水産省経営局農地政策課長通知）参照）。

※3 営農者が、新たに農地取得をし、太陽光発電設備を設置するために農地転用をする場合で、農地法第3条第1項の規定による権利移動の申請と第4条第1項又は第5条第1項の規定による一時転用許可の申請を同時にするときには次のようにすること。

① 農地法第3条第1項の規定による権利移動の許可の申請の際の譲渡人は農地の所有者、譲受人は新たな営農者とすること。

② 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による一時転用許可の申請の際の所有者としての申請人は①の農地法第3条第1項の許可があった場合の所有者である①の譲受人である新たな営農者とすること。

※4 農地法第3条第1項の規定による権利移動の申請をし、同項の許可があった後に、第4条第1項又は第5条第1項の規定による一時転用許可の申請をする場合も、それぞれの申請書の申請人は、上記の①及び②と同様にすること。

7 許可判断

(1) 周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

※1 農振農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

※2 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。

※3 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の

区域内において行うこと。

この場合における協議の場の進め方については、次のほか、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）によること。

- a 委員会は、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る事業の実施について相談を受けている場合は、協議の場において、当該事業に関する情報及び農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る見解を情報提供する。また、営農型太陽光発電設備の設置者等は、当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画、設置場所を示す地図等を説明する。
- b 協議の場の参加者は、営農型太陽光発電設備の設置者等から当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画等の説明及び委員会からの情報提供等を踏まえつつ、農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認する。
- c 周南市の農業を所管する課は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認し、営農型太陽光発電事業の実施に問題がないとの結論を得た場合は、協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示する（協議の場の取りまとめは公表）。

(2) 下部の農地の営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、間隔等を勘案し、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等が、一般的に使用する農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間として、最低地上高おおむね2メートル以上を確保していること。ただし、農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合は、支柱の高さが最低地上高2メートルに達しなくても差し支えないとともに、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能

(3) 当該施設の設置を契機として下部の農地における農業収入が減少するような作物転換等をしないものとする。

(4) 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実に認められること。

a 下部の農地において栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）が、同じ年産の周南市の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（遊休農地を再生利用する場合（下部の農地がガイドライン通知別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）

周南市の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、次の添付書類に記載された単収より減少する場合は、上記の2割以上減少する場合とみなす。

(a) 申請者自ら又は第三者に委託して周南市の区域内で試験的に実施した栽培の実績

(b) 単収の根拠を含む栽培理由（ガイドライン通知別紙様式例第4号）

b 遊休農地を再生利用する場合において、農地法第32条第1項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合

c 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがあると認められる場合

(5) 簡易な構造物で容易に撤去できる支柱であり、営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実にあり、かつ、申請に係る面積が必要最小限の適正な面積であること。

また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合は、その規模及び位置が適正であること。

(6) 設備を撤去するのに必要な資力、信用等があると認められること。

なお、当該事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、再エネ特措法に基づきこれまで撤去費用として積み立てた金額も考慮する。

(7) 設置者が、農地法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

(8) 農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、下部

の農地における営農の状況が適確に確認できると認められること。

(9) 申請に係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合は、申請者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがあること。

(10) 営農型太陽光発電は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電を行うものであるため、営農型太陽光発電設備の設置については農閑期に行うよう努めること。

(11) その他委員会が必要と認めること。

8 一時転用許可に付ける条件

(1) 周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼさないこと。

(2) 下部の農地の営農の適切な継続が確保されること。また、これを前提として太陽光発電設備は設置され、支柱はこの設備を支えるものとして利用されること。

(3) 下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況を毎年報告すること。なお、栽培実績については、必要な知見を有す者（普及指導員、試験研究機関等）の確認を受けること。

(4) 営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合は、必要な改善措置を速やかに講ずること。

(5) 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、設備を改築する場合、太陽光発電事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合は遅滞なく報告すること（当該設備を改築する場合はガイドライン通知別紙様式例第7号、廃止する場合はガイドライン通知別紙様式例第8号、第三者に承継する場合はガイドライン通知別紙様式例第9号）。

(6) 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合は、速やかに支柱を含む当該発電設備を撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

(7) その他委員会が必要と認めること。

9 添付書類 法令定等に定める書類（委員会が必要と認めた書類を含む。）

10 国への相談

申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超える場合は、山口県を介して中国四国農政局に相談するものとする。

11 一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

(1) 営農型太陽光発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、栽培実績及び収支の状況を翌年2月末日までに、次の書類で委員会に報告するものとする。

ア 栽培実績書（ガイドライン通知別紙様式例第10号）

(ア) 下部の農地において農作物が収穫されている場合は、収穫された農作物の生産に係る状況

(イ) 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合は、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況

なお、(ア)又は(イ)の報告に当たっては、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関等）の確認を受けるものとする。

イ 収支報告書（ガイドライン通知別紙様式例第11号）

下部の農地における営農等（発電売電収入や発電事業者からの営農協力金等を含む。）の収支の状況

(2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。

委員会は、(1)の報告を取りまとめた上で、山口県を通じて中国四国農政局長に報告する。

12 転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等

(1) 委員会は、11の報告及び農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）第4の6(3)の方法及び周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第1号）の規定により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を確認するとともに、次に該当する事案について、毎年度現地調査を行うものとする。

ア 一時転用に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超えるもの

イ 11(1)アの栽培実績書において、下部の農地に係る営農に支障が生じていると判断されるもの

なお、アの現地調査に当たっては、中国四国農政局の農地転用担当部局に同行を要請すること。

- (2) 委員会は、(1)の確認及び現地調査により、周南市の区域内の同一作物の単収より概ね2割以上減少している場合や、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。

なお、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえやむを得ない事情（台風等による自然災害の被災、営農者の病気療養等。14 なお書において同じ。）があると認められる場合は、当該事情も考慮して指導を行うものとする。

- (3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合は、一時転用許可を受けた者に対して、支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。さらに一時転用許可を受けた者が、当該指導に従わないときは、周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第2号）の規定に基づき、勧告や農地法第51条第1項の規定による処分又は命令（以下「勧告等」という。）を行うことを検討するものとする。また、農地法第51条第1項に規定する許可の取消しの場合は、一時転用許可を受けた者は速やかに農地として利用することができる状態に回復すること。
- (4) 委員会は、一時転用許可を受けた者に対して勧告等を行った場合は、その内容を山口県を介して中国四国農政局長に報告するものとする。

また、当該事業が再エネ特措法に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、当該勧告等を行った旨を、山口県を所管する地方経済産業局に報告（ガイドライン通知別紙様式例第12号による通知又は再エネ特措法認定システムへの措置内容の入力）するものとする。

- (5) 委員会は、営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報告を受けた場合、営農型太陽光発電に係る事業を第三者に承継する旨の報告を受けた場合又は営農型太陽光発電設備を改築する旨の報告を受けた場合において、事情がやむを得ないと認められる場合は、事業計画の変更や一時転用許可申請等必要な手続について指導を行うものとする。

(6) 委員会は、(1)の転用事業の進捗状況の確認等と併せて、収支報告書と営農計画の収支の見込みを比較し、計画に沿った農業経営が行われているかを確認するものとする。その際、営農型太陽光発電に係る売電の収益が、営農者の農業経営の維持発展に寄与し、もって地域の持続的な農業生産につながっているか否かについても検討するよう努めることとし、必要に応じて、設置者及び営農者と意見交換を行うよう努めるものとする。

(7) 委員会は、(1)から(6)までの事務を的確に行うため、営農型太陽光発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする（ガイドライン通知別紙様式例第14号）。

13 営農の適切な継続が確保されていないと認める判断基準

(1) 営農が行われない場合

(2) 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していること（遊休農地を再利用する場合を除く。）。

(3) 下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合（遊休農地を再生利用する場合に限る。）

(4) 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合

14 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、転用許可の手續に準じた手續により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする（12(2)なお書の規定を適用する。）。

また、当初許可において、遊休農地に該当するとして7の(4)のaの要件（同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと）を適用しなかった場合においても、再許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用さ

れることに留意すること。

15 その他

- (1) 周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼしていると認められる場合は、改善措置を講ずるよう指導する。
- (2) 日常的な農地パトロール等の際に、営農型太陽光発電設備の設置に係る農地について、定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと認められる場合は、必要な助言、指導等を行う。
- (3) (1)及び(2)の助言、指導等にもかかわらず、改善が見込まれないと認める場合は、勧告等（許可の取消しを含む。）を検討するものとする。また、農地法第 51 条第 1 項に規定する許可の取消しの場合は、一時転用許可を受けた者は速やかに農地として利用することができる状態に回復すること。勧告等を行った場合には、12 (4) の規定を準用する。

附 則

この方針は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日改正）

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。